

浜松市飲食店3密対策事業費補助金交付要綱第2条第2号で規定する法人等

- ・社会福祉法人（社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定された法人)
- ・医療法人（医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）に規定された法人）
- ・特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法平成十年三月二十五日法律第七号）に規定された法人
- ・一般社団・財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)に規定された法人
- ・公益社団・財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）で認定された一般社団・財団法人
- ・学校法人（私立学校法で規定する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)
- ・農事組合法人（農業協同組合法（昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号）に規定された法人
- ・農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）
- ・水産業協同組合法人（水産業協同組合法（昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号）に規定された法人

上記団体の企業規模については、中小企業者等の要件と同程度あること。

例：中小企業等の要件でいう資本金は出資金と置き換えて判定する。

- ・権利能力なき社団 社団としての実態を有しながら、法人格を得ていない団体

※社団としての実態を有するとは、以下の4点すべてをみたす状態

- ①団体としての組織を備えていること
- ②多数決の原則が行われていること
- ③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること
- ④代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

ただし、以上の4点を満たしていても、権利能力なき社団の構成団体の全てが浜松市飲食店3密対策事業者支援事業費補助金交付要綱（以下要綱と表記）第2条第2号で規定する中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者等（権利能力なき社団を除く）（中小企業者等と表記）に該当しない団体にあつては、事業内容にかかわらず対象外

また、構成団体の一部が要綱第2条第2号で規定する中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者等に該当しない場合団体にあつては、事業内容により判断

○判断基準

構成団体がそれぞれ個別申請したと仮定し、業種・業態、対策場所、対策内容等を確認し総合的に判断

基本的にはフードコートへの申請以外は想定されない。